

6 推進協議会の運営について

○ 制度推進協議会の登録状況について

都道府県及び指定情報公表センターの制度推進協議会の登録状況は次のとおり。(平成19年5月14日現在)

介護サービス情報の公表制度推進協議会 都道府県・指定情報公表センター会員登録状況			
	都道府県	会員登録の有無	
		都道府県	公表センター
1	北海道	○	○
2	青森県	○	○
3	岩手県	○	○
4	宮城県	○	○
5	秋田県	○	○
6	山形県	○	○
7	福島県	○	○
8	茨城県	○	○
9	栃木県	○	○
10	群馬県	○	県直営
11	埼玉県	○	○
12	千葉県	○	県直営
13	東京都	○	○
14	神奈川県	○	○
15	新潟県	○	○
16	富山県	○	○
17	石川県	○	県直営
18	福井県	○	○
19	山梨県	○	○
20	長野県	○	県直営
21	岐阜県	○	○
22	静岡県	○	○
23	愛知県	○	○
24	三重県	○	○
25	滋賀県	○	○
26	京都府	○	○
27	大阪府	○	○
28	兵庫県	○	○
29	奈良県	○	○
30	和歌山県	○	○
31	鳥取県	○	県直営
32	島根県	○	○
33	岡山県	○	○
34	広島県	○	○
35	山口県	○	県直営
36	徳島県	○	○
37	香川県	○	○
38	愛媛県	○	○
39	高知県	○	○
40	福岡県	○	○
41	佐賀県	○	○
42	長崎県	○	○
43	熊本県	○	○
44	大分県	○	○
45	宮崎県	○	○
46	鹿児島県	○	○
47	沖縄県	○	○

介護サービス情報の公表制度推進協議会設置要綱

(名 称)

第1条 本会は、介護サービス情報の公表制度推進協議会（以下「推進協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 推進協議会は、介護サービス情報の公表制度の運営に当たり、国や都道府県間等において全国的・広域的な見地から協働して推進していくことが適当と考えられる事項について、協議しながら連携し実施していくことを目的とする。

(会 員)

第3条 推進協議会の会員は、原則として、都道府県、指定情報公表センター、社団法人シルバーサービス振興会及び国であつて、推進協議会の目的に賛同したものとする。

- 2 会員は、別に定める様式に必要な事項を記入の上、事務局に提出し会員登録を行う。また、会員に変更がある場合又は退会しようとする場合は、別に定める様式に記入の上、事務局に提出し登録の変更又は抹消を行う。なお、この手続きがなされない限り、会員の登録は自動更新されるものとする。

(協議事項)

第4条 推進協議会は、会の目的を達成するため、次の事項について協議を行う。

- (1) 介護サービス情報の公表制度の運営に当たり、国における制度施行状況等に関する情報の収集、各都道府県間の取り組み状況の把握、これらに関する意見交換等に関する事項
- (2) 介護サービス情報の公表制度の運営に当たり、国、社団法人シルバーサービス振興会・介護サービス情報公表支援センター（以下「支援センター」という。）、都道府県間等において必要となる支援方策に関する事項
 - ・調査の均質性の確保に関する事項
 - ・調査事務及び情報公表事務の省力化、支援方策等に関する事項
 - ・介護サービス情報の公表制度の普及啓発に関する事項
 - ・その他、必要な支援方策に関する事項

(3) その他、推進協議会の目的を達成するために必要な事項

(運営委員会)

第5条 推進協議会の取り組みを円滑に進めるため、必要に応じて運営委員会を設置することができる。また、運営委員会には、代表を置く。

2 運営委員会は、推進協議会の取り組みを円滑に進めるため、必要に応じて推進協議会に付議する事項について事前に協議する。

(事務局)

第6条 推進協議会及び運営委員会の事務局を、支援センターに設置する。

2 事務局は、推進協議会及び運営委員会の事務を行う。また、推進協議会及び運営委員会の取り組みを円滑に進めるため、これらに付議する事項の原案等を作成する。

3 事務局は、推進協議会及び運営委員会の協議の結果を受け、介護サービス情報の公表制度を円滑に運営するに当たって必要な事業を実施する。

(事務局等経費の負担)

第7条 事務局は、会員がそれぞれ負担することが適当な費用について、会員に対する説明を行い、会員の同意を得て徴収することができるものとする。

附則

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

介護サービス情報の公表制度推進協議会 登録申請書

介護サービス情報公表支援センター長
 (介護サービス情報の公表制度推進協議会 事務局長) 殿

介護サービス情報の公表制度推進協議会 設置要綱 第3条2項の

規定に基づき、下記の内容にて登録いたします。

* 登録者は主管部（局）（組織で）を登録いただくこととなります。

申請日 平成 年 月 日

都道府県名			
住所		〒 ー	
会員登録欄	部署名		
		TEL	FAX
連絡先担当者	役職名		
	氏名		
	TEL		FAX
	E-mail		

介護サービス情報の公表制度推進協議会 登録申請書

介護サービス情報公表支援センター長
 (介護サービス情報の公表制度推進協議会 事務局長) 殿

介護サービス情報の公表制度推進協議会 設置要綱 第3条2項の

規定に基づき、下記の内容にて登録いたします。

* 登録者は指定情報公表センターを登録いただくこととなります。

申請日 平成 年 月 日

都道府県名			
住 所	〒 ー		
会員登録欄	指定情報公表センター名		
	TEL	FAX	
連絡先担当者	役職名		
	氏 名		
	TEL	FAX	
	E-mail		

介護サービス情報の公表制度推進協議会 登録変更届出書

介護サービス情報公表支援センター長
 (介護サービス情報の公表制度推進協議会 事務局長) 殿

介護サービス情報の公表制度推進協議会 設置要綱 第3条2項の
 規定に基づき登録した内容を以下のとおり変更いたします。

※ 変更のある事項のみ記入してください。(但し、都道府県名は必須)

変更申請日 平成 年 月 日

都道府県名 (必須)						
住所		〒				
会員登録欄	部署名					
		TEL		FAX		
		— —		— —		
連絡先担当者	役職名					
	氏名					
	TEL	— —		FAX	— —	
	E-mail					

介護サービス情報の公表制度推進協議会 登録変更届出書

介護サービス情報公表支援センター長
 (介護サービス情報の公表制度推進協議会 事務局長) 殿

介護サービス情報の公表制度推進協議会 設置要綱 第3条2項の
 規定に基づき登録した内容を以下のとおり変更いたします。

※ 変更のある事項のみ記入してください。(但し、都道府県名及び指定公表センター名は必須)

申請日 平成 年 月 日

都道府県名 (必須)				
住 所	〒			
会員登録欄	指定情報公表センター名(必須)			
	TEL	FAX		
	— —	— —		
連絡先担当者	役職名			
	氏 名			
	TEL	— —	FAX	— —
	E-mail			

○ 介護サービス情報公表支援センターホームページの開設について

介護サービス情報の公表支援センターのホームページをリニューアルするとともに、全国における介護サービス情報の公表制度の円滑な運営、均質性の確保、情報の共有等を目的に制度推進協議会専用ページを設置した。

(専用ページTOP画面)

介護サービス情報公表支援センター
「介護サービス情報の公表」制度推進協議会 専用ページ

全国における介護サービス情報の公表制度の円滑な運営、均質性の確保、情報の共有等を目的に設置した「介護サービス情報の公表」制度推進協議会の専用ページです。

お問い合わせ
ログイン

TOP	通知・事務連絡 厚生労働省/支援センター	介護サービス情報 Q&A	介護サービス情報 掲示板
-----	-------------------------	-----------------	-----------------

通知・事務連絡 厚生労働省/支援センター	「介護サービス情報の公表」に関し、厚生労働省・情報公表支援センターから発出されている通知、事務連絡や支援センターからの連絡事項について適宜掲載いたします。
介護サービス情報Q&A	都道府県から寄せられた介護サービス情報(基本情報・調査情報)等の質問を踏まえQ&Aを掲載いたします。
介護サービス情報 掲示板	「介護サービス情報の公表」制度推進協議会の皆様から自由に書き込んでいただく掲示板です。 都道府県、公表センター等における取組状況、独自ツール等の公表や相談事項など皆様の情報共有の場として活用いただくものです。

copyright(C)1997.Elderly Service Providers Association .All right reserved

(介護サービス情報 Q&A ページ画面)

TOP
通知・事務連絡
厚生労働省/支援センター
介護サービス情報
掲示板

基本情報

表示件数 5 調査情報

サービス絞り込み: (全て) キーワード検索 検索

全 3 件を表示

日付	サービス種別	質問		回答
		大項目	中項目	
2007年03月30日	福祉用具貸与	3	「職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人あたりの利用者等」	管理者のみの業務であれば含めない。 他の職務と兼務している場合(福祉用具専門員との兼務等)であれば、他の職務(福祉用具専門員等の兼業)にカウントする。 その場合、常勤・非常勤
			管理者は、「実人数」に含めるか、含めないか。	

(介護サービス情報 Q&A ページ-質問様式の作成・送付画面)

TOP	通知・事務連絡 厚生労働省／支援センター	介護サービス情報 Q&A	介護サービス情報 掲示板
-----	-------------------------	-----------------	-----------------

介護サービス情報の項目等についての質問Q&A一覧 印刷


基本情報 / 調査情報 / その他 / **質問様式の作成・送付**

■ 介護サービス情報の項目(基本情報・調査情報)等についての質問様式を誤りましたので、質問に当たっては、本様式を使用いただきますようお願いいたします。

■ 質問のルールにつきましては、厚生労働省より示されておりますが、当センターへの質問は原則として都道府県より本様式にて送付いただきますようお願いいたします。

1.質問を作成する

右のテンプレートファイルをダウンロードし、ファイル内の入力事項を記入します。 質問用テンプレート



2.質問を送付する

以下の項目を入力し、質問様式ファイルを選択後[送付する]ボタンをクリックしてください。

ID:	<input type="text"/>	質問様式ファイル:	<input type="text"/> 参照...
都道府県(団体)名:	<input type="text"/>	備考:	<input style="width: 100%;" type="text"/>
氏名:	<input type="text"/>		
Mail:	<input type="text"/>		

送付する

(通知・事務連絡 厚生労働省／支援センター画面イメージ)

TOP		通知・事務連絡 厚生労働省／支援センター	介護サービス情報 Q&A	介護サービス情報 掲示板
-----	--	-------------------------	-----------------	-----------------

お問い合わせ ログアウト

表示件数: ▼

カテゴリ絞り込み: ▼ キーワード検索: 検索

登録日付	カテゴリ	タイトル	連絡事項	添付ファイル	備考	発信日付
平成19年1月 09	[厚生労働省] 通知	*EXCEL (00KB)		平成19年 1月09
平成19年11 09	[支援センター] 7の他通知事項	カテゴリ項目 (厚生労働省)			ルールに 抵触する	平成19年 11月09
平成19年11 09	[支援センター] 17の他通知	(厚生労働省) 通知 (厚生労働省) 通知 (厚生労働省) 通知 (厚生労働省) 通知 (厚生労働省) 通知		PDF(00K B) PDF(00K B)	厚生労働省 支中心	平成19年 11月09

印刷

10ページ | 2 | 1